

司法面接支援室通信

12月～3月の行事報告

日本虐待防止学会

(12月7-8日 高知県立県民文化ホール, 高知県立大学)

2日目に、分科会「司法面接と被害確認面接：日本における実施状況とこれからの課題」（一場順子氏企画）が開かれました。特に子どもの保護に関し、多職種・多機関が連携できる関係性をどう構築していくか、それを阻む課題は何か、どう解決していけばよいのかに向けて議論がなされました。多機関連携を呼び掛けるカリヨン司法面接室の活動（一場順子氏）、北大での司法と福祉のジョイント研修（仲）、チャイルドファースト・ジャパンでの多機関連携チーム（山田不二子氏）についての報告がなされ、坪井節子氏が少年院、保護観察所、家庭裁判所、付添人、児童相談所などの広がりを見据えたコメントを下さいました。手をつなぐことでリソースを最大限に活かせるということを感じた分科会でした。

(文責：仲)

司法面接研修第2クール

(12月17-18日; 1月21-22日 北海道大学)

北海道内の児相11名、北海道外の児相（熊本県児相、岡山県児相、大阪府児相）より3名、北海道、青森県、宮城県、静岡県、徳島県、宮崎県、福岡県、鹿児島県より警察関係者10名の計24名の専門家が参加されました。今回も、第1クールに引き続き、児童相談所職員が半分、警察関係者が半分という多職種での研修となりました。また、実際に小学生の協力者を対象に行う面接演習では、これまで2人1組のグループで演習を実施していましたが、今年度から4-5人1グループでの実技を行いました。これらの実技を通して、面接者としてのスキルはもちろんのこと、例えば自分が面接者ではなくても、面接チームとして、機材、バックスタッフ、記録係など、それぞれの役割が重要であり、チームで協力して面接を進めて行くという司法面接のチームワークについても体験、また、議論が進められたと感じます。

(文責：上宮)

国際児童・家族虐待会議

(1月26-31日 カリフォルニア州サンディエゴ)

これは、例年アメリカ・サンディエゴで開かれる、福祉、心理、医療、司法等の専門家が集う国際会議です。司法面接は依然として重要なテーマですが、どのようにして虐待を発見するか、虐待は子どもの将来にどのような影響を及ぼすか、といった問題も重要なトピックとなっていました。特に、CAPSAC（カリフォルニア・虐待児のための専門家協会）による身体虐待の発見に関するセッション、V. J. Felitti 医師等により、CDC（アメリカ疾病管理センター）で行われているACE研究（子ども時代の逆境的経験に関する研究：虐待が子どもの将来の疾病・健康と関連しているというもの）など、たいへん興味深かったです。研修等でもお伝えします。

(文責：仲)

フォローアップ研修

(2月13-14日 道民活動センター (かでる2・7) 北海道)

昨年と同様、北海道児童相談所の職員を対象とした司法面接フォローアップ研修が行われました。研修1日目は、日本子ども家庭総合研究所の山本恒雄先生のお話。「介入型ソーシャルワークと支援型ソーシャルワーク」という題目のもと、相談者の同意を得ながら問題解決を目指す「支援」と「社会正義・子どもの最善の利益」の保証のため職務執行権限の発動も厭わない「介入」の違いについて、講義をいただきました。翌日は身体的虐待の徴候、発話分析シート、SE3R（収集した情報の記録）などについての講義、面接演習などを行いました。演習の必要性を指摘する声も多く、来年もそのようにしていきたいと思います。

(文責：仲)

アメリカ心理-法学会

(3月3-12日 オレゴン州ポートランド)

アメリカ心理学会の第41部会の年次大会です。私たち「裁判員の属性が法的判断に及ぼす影響（The influence of cultural differences in thinking styles on lay judge's credibility ratings of eyewitness testimony）：Nabata, Y., Naka, M., & Otani, H.」「量刑の要請、尋問方式、被告人の落ち度が法的判断に及ぼす影（Should defense counsels request specific punishment?: Effects of requests, questioning method, victim's faults on sentencing）：Fujita, M., Okada, Y., & Naka, M.」の報告を行いました。

(つづく)

アメリカ心理-法学会 (つづき)

子どもの面接に関しても、次のような興味深い報告が多数ありました。

▶ **丁寧なラポール** (M. E. Lamb, I. Hershkowitz, L. C. Mally) : 3-5分間、ラポールをより丁寧に行うことが、開示を多くする(ただし、長過ぎるラポールは非開示と関わっている)。

▶ **話したがない(リラクタントな)子どもとラポール** (D. K. Villalba, L. C. Mally, M. E. Lamb) : 子どもがリラクタントだと面接者はクローズド質問をしがちになる。しかし、面接者が話せば話すほど子どもは話さなくなる。

▶ **不安とラポール** (D. K. Villalba, J. P. Vallano, N. S. Compo, J. Kieckhafer) : ラポールは面接時の不安の低減には効果があったが、報告の正確性に影響はなかった。

▶ **認知面接の研修効果** (R. P. Fisher, J. R. Rivard, B. Robertson, D. E. Hirn, Y. Rodriguez) : 認知面接法と5-step面接法の研修の効果を検討した。認知面接法の研修は、特に(スクリプト情報ではなく)エピソード情報の上昇に貢献した。

▶ **非母語話者における嘘発見** (S. Michael, J. Evans) : 外国語だと認知処理に負荷がかかること、また、アクセントなどにより「嘘」が発見されやすくなるのではないかと。確かに英語の非母語話者(スペイン語話者)では、psychological credibility assessment toolにより嘘がよりよく検出できた。

▶ **通訳を介した面接** (M. C. Duke, J. Wood, X. Yan) : Pruss (2008) らは、通訳を通すと情報量が減ると言っている。これは、通訳の最中に「注目しない」「忘れる」「心がさまよう」などによる可能性がある。ここではノートと録音の効果を調べた。「ノート」は相手の言ったことを面接者が覚えておくのに効果があった。

▶ **子どもの質問と面接者の応答** (A. P. Mugno, L. C. Mally, C. Katz, M. E. Lamb) : 子どもは相手の言うことが理解できないときどのように質問し、また、面接者はどう答えるのか。子どもは質問し、面接者はリフレーミング(言い換え)により質問内容を明確にしようとする。

▶ **面接者の態度** (J. A. Quas, E. Rush, Z. Klemfuss, I. S. Yim) : 冷たくまじめな顔/にこにこした顔で面接。話す内容のストレスの大きいときには、サポートティブな面接者の効果が大きい。

▶ **面接時における付添人の効果** (B. D. McAuliff, J. Lapin, J. L. Arter, S. Michel, J. Picanso) : 付添人は、暗示的な質問への抵抗を支える。

これらは口頭報告による、いわば速報です。今後ピアレビューのある論文で確認してください。

(文責：仲)

ケアズ・ノースウエスト訪問

(3月10-11日 オレゴン州ポートランド)

アメリカ・オレゴン州・ポートランドは札幌市の姉妹都市でもあります。そこにはCARES NORTHWESTという、司法面接を実施し、またトレーニングを行うNPO機関があります(エマニエル子ども病院に付設されています)。私たちは4年前に訪問し、面接者・トレーナーとして勤務しているキャシー・クロガー先生(認定臨床ソーシャルワーカー)に話を聞きましたが、上記学会の後、再訪しました。最近の事情について伺い(記録機材が電子化され、過去の資料も電子化中; 州内5つの機関で行っている面接研修を統一; 等)、トレーニング資料を交換したりしました(「自由報告の練習」を使ってみたいとのこと!)。「先週は34人に面接をし、大変だった…」というお話に、私たちががんばらねばと励まされました。(文責：仲)



司法面接研修

(3月25-26日 長崎県)

2012年度は北海道内外で26の司法面接研修を行いました。年度最後の研修は、3月25-26日に長崎県長崎こども・女性・障害者支援センターで行い、児童相談所職員の他、警察官、検察官、弁護士、大学教員の24名が参加されました。講義の中の「補強証拠」の項目では、現役の警察官に実務に基づいたお話をいただきました。講義やロールプレイの他に、支援センターに設置されている面接室と観察室、そして警察が用いているポータブルの面接機材の見学をさせていただきました。学ぶ事の多い研修でした。

(文責：武田)

6月の行事予定

6月3-4日 司法面接研修

(北海道大学)

※詳細は以下のページをご参照ください

<http://child.let.hokudai.ac.jp/training/?r=195>



司法日記



3. 法廷における録画面接の課題と問題 — 子どもへの面接 —

3回目の連載では、子どもの録画面接の法廷における課題と問題について考えてみました。司法面接では、面接技法はもちろんのこと、面接の内容を正確な記録として録画・録音することが推奨されています。最近では、児童福祉の領域などで録画された子どもの面接を警察、検察、家庭裁判所などに提出するという事例が少しずつ増えてきています。同じように、刑事裁判でも「可視化」という問題が頻繁に取り上げられるようになって来ました。しかし、北大のプロジェクト発足当初は、「録画物が本当に法廷で証拠として採用される可能性があるのか」などのご意見をいただくことがありました。また、JSTのプロジェクトの報告会の席でも、「裁判の証拠にこの面接技法をいかせるのか」、「司法面接法が完全な証拠能力があるものとしてすでに司法で位置づけられているのか」という質問が出たこともありました。今回は、録画された子どもへの面接が『刑事裁判』において現行法ではどのような解釈とされるのかについて、北海道大学法学部の緑大輔先生にお話を伺いました。先生のお話を今回は簡単にまとめ、ご紹介いたします。

(お話: 緑 大輔 先生; インタビュー、文責: 上宮 愛)

録画された面接の特殊性: 伝聞性の問題

証言というのは人間の記憶が証拠となっています。そのため、かなり慎重に扱わなければならない証拠となります。それに加え、司法面接などの録画面接はさらに「伝聞性」という問題を含むことになります。そのため、録画したDVDを採用するためにはいくつかの条件をクリアしなければなりません。今回は、司法面接のトレーニングを受けた面接官(検察官以外の人; 検察官はまた条件が異なります)が面接を行った場合、どのような条件が必要となるのかについてみていきたいと思います。

1. 供述不能

「供述不能」とは、「子どもが法廷に来てしゃべれない」という状況をいいます。しかしここでは、ただ単に「法廷だと緊張して話せない」という理由では不十分です。それは、被告人の証人審問権を害することになるからです。被告人には、法廷でフェアに争う機会が与えられています。そのため、子どもが裁判に来たくないというだけでは、被告人側に子どもが言っていることを弾劾する機会を与えられないことになってしまいます。子どもが被告人の前では恐くて話せないという場合には、別室でテレビ越しに尋問を受ける方法(ビデオリンク方式)

や、被告人や傍聴人から見えないように「つい立」を置くなどの処置を取り、証人尋問を行うことになります。一般的には「供述不能」は、死亡、精神身体の故障、所在不明、国外にいることなどにより法廷に来られないようなことを指します。このため、「供述不能」の条件をクリアするのはなかなか難しいというお話でした。

2. 必要不可欠性

「必要不可欠性」とは、裁判を行う上でどうしてもその証拠が必要であるということを指します。司法面接などで子どもが被害者の場合は、その子どもの証言が裁判を行う上でかなり重要となる可能性が高いため、この条件はクリアできそうです。

3. 絶対的特信状況

「絶対的特信状況」とは、証言を取る際に「特信性」が必ず備わっていなければならないことをいいます。つまり、適切な方法でその証言が取られているかどうかを証明することが必要になります。司法面接は、心理学の研究知見に基づいて、子どもの発達の問題や被害の問題に考慮し、子どもの記憶を汚染せず、誘導のない質問方法を用いた面接であるという点については、この

「絶対的特信状況」という条件をクリアできる可能性があります。一方で、裁判ではこの「特信状況」がシビアに争われる可能性もあります。適切な状況で証拠採取されているかどうかを確認するため、専門家証人に対して証人尋問を行うという事態が起こるかもしれません。専門家や面接者は、どのような状況で面接が行われたかについて説明しなければなりません。この時、面接技法に関する知識だけではなく、心理学研究の知見から、この技法がどう適切であるのかについて説明を求められる可能性もあります。

4. 署名押印

供述録取書として録画された面接を扱う場合には、その録画された面接の中で証言している内容を、話した本人も「自分が確かに話しました」という風に認めていることを証明しなければなりません。供述調書の場合、聴取を受けた人がその内容を確認し、最後に署名押印を行います。映像の場合、この署名押印がより正確になると考えてもよいのではないのでしょうか。過去の判例においても映像（ニュース映像、インタビュー映像など）の場合は、正確性が担保できているので署名押印が必要ないという裁判例もあったというお話でした（328条等）。つまりDVDの場合は、本人がその映像に出ていてそのように話しているので、ちゃんと本人確認ができていくということになります。しかし映像の中で、日付、面接者の名前、被面接者の名前は、口頭でもよいので、記録しておかないといけません。被面接者にも、自分の名前を言ってもらうなど、映像の中で本人確認を行っておく必要があります。

DVDのインパクトの問題

これまでの内容から、録画面接（DVD）を証拠として扱う上で、「供述不能」という条件をクリアするのは大変難しいということがわかります。やはり被告人の権利を考えると、子どもには一度法廷に来てもらわなければなりません。欧米諸国でも、録画面接は主尋問に変わるものとして用いられることがありますが、その場合でも子どもは反対尋問を受けなければなりません。

もう一つに、DVDのインパクトの問題があげられるかもしれません。裁判において、他の証拠、例えば、実況見分に関する書面、他の証人の供述調書、物証はこれまで通り書面で提出されることになります。しかしこれらの中で、子どもの証言だけがDVDとして提出された時に、他の証拠の証明力が下がる可能性も考慮しなければなりません。他の証拠とのバランスの問題が出てきます。

韓国では、自白の任意性、つまり取り調べを行った状況が適切であったことを証明するためにDVDを用いるというように、その使い道を限定しています。話した内容が、過去に本当にあったことなのかどうかを証明するためにDVDは使えません。DVDの証明力の強さ、インパクトの大きさを懸念して法律でそのように決められています。

子どもの録画面接についても、今後、誘導のない適切な手続きで面接を行ったということを証明するために映像を用いるのか、それとも、子どもが話した内容として、つまり事実を認定するために映像が用いられるのか、更に議論を行わなければなりません。しかし、子どもの証言の場合は、大人に比べ、記憶の汚染や誘導のされやすさなどが大きな問題となります。そのため、子どもの証言の扱い方やその信用性評価においては、細心の注意が必要となります。そのためには、大人がまとめた内容ではなく、子どもが本当は何という言葉を使ったのか、どのような状況で言ったのかを実際に見て判断することが、適切な信用性の判断に繋がると考えられます。今後、法学者、心理学者、また、子どもに関わる様々な専門家が議論し合い、その可能性を検討していくことが望まれます。

緑 大輔 先生

北海道大学法学部 准教授

専門分野：刑事訴訟法

主な研究内容：刑事手続き上の対物的強制処分、未決拘禁、刑事訴訟法解釈の諸問題



研究通信

このコーナーでは、支援室の室員や仲研究の院生を中心に、司法面接に関連する学術研究をご紹介します。

子どもたちの発言は本当にそれを意味しているのか？

未就学児の言葉による言及が持つ司法的影響

Do children really mean what they say?

The forensic implications of preschoolers' linguistic referencing.

Battin, D. B., Ceci, S. J., & Lust, B. C. (2012). *Journal of Applied Developmental psychology*, 33(4), 167-174.

長年、司法場面における子どもの証言能力が調査され続けてきました。その調査で、年齢の違いによる認知や言語などの発達の差が、子どもの証言に影響を与えていることが明らかになってきています。今回紹介する研究は、年齢による言語発達の観点から司法場面での子どもの発話を調査したものです。特にこの研究では、冠詞(aやthe)の適切な使われ方といった子どもの文法能力、他者修復開始(相手の言い間違いを正しく直したり、相手が自分で言い直すよう誘いかけたりすること)を中心に検討しています。

【参加者】 3-5歳までの子ども31名(年少児)と6歳-9歳までの子ども32名(年長児)。

【手続き】 子どもたち全員に4分間のビデオを見てもらいました。ビデオには4人の男女が登場しており、4人は会話をしながら製本作業を行っていました。そのうち1人の女性が積み上げられていた空き缶を倒す、という内容でした。

ビデオ鑑賞24時間後、子どもたちにビデオの内容についての聞き取りを2回行いました。聞き取りは構造化された手続きで行われました。その手続きは主に、缶を倒した人物についてオープン質問と直接質問で尋ねました。

【結果】 分析の結果をTable1に示しました。結果より、以下の3つのことがわかりました。

1. 子どもがある特定の人物を識別し言及する際、年長児の方が年少児よりも冠詞(a,the)を多く使用していました。一方、年少児は年長児よりも複数形(they)を多く使用していました。このことから、年少児は冠詞を適切に扱えず、1人の人物について言及する場合にも複数形を用いてしまうことが示唆されました。

2. 連体修飾語(「白い服を着た女性」など)の使用に関しては、1回目の面接では違いは見られませんでした。2回目の面接時において年長児の方が年少児

よりも正確に使用できていました。このことから、面接の練習効果は年長児で強いといえます。また、年長児のほとんどが、面接者からの被暗示的な質問に対し情報を付加して回答していましたが、年少児の多くはそれができませんでした。

3. 年少児の方が年長児よりも「わからない」と回答することが多く、積極的に人物を識別しようとはしませんでした。また人物を識別した子どものうち、年長児のほうが正しく識別できていました。

【考察とまとめ】 これまでの先行研究では、司法面接において、大人である面接者が子どもの証言をいかに正確に引き出すかということを中心に論じられてきました。しかし実際のところ、証言の正確さには、面接者の技術よりも子どもの言語発達の方が直接的に関わっていると考えられます。これは司法面接に限ったことではなく、子どもから情報を聞き出す必要がある様々な状況にも言えることです。また、子どもの実用的な知識の不足が、面接が上手くない原因ともいえます。特に未就学児は「面接者が知りたい情報」を推測することが難しいとされます。そして年少児は、年長児よりも面接者の質問で使われた言葉を利用して言及することが多いということから、相手の言い間違いを直すという能力も証言の正確さには必要であると考えられます。

Table1 どんな人だったかを言及する際に使われた要素

	1回目		2回目	
	年少群	年長群	年少群	年長群
	(%)	(%)	(%)	(%)
出てきた要素	n = 31	n = 32	n = 31	n = 32
情報なし	29	0	29	0
they	39	16	16	3
a	3	28	13	3
その他不明確なもの	10	19	3	0
the	6	3	23	0
その他明確なもの	10	31	3	3
連体修飾語	3	3	13	91

論文紹介者

長瀬 由香理 (ながせ ゆかり)

北海道大学大学院 文学研究科 修士課程1年